



受け取る年金額を増やしませんか？

■追納制度・付加保険料

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142
役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

追納制度とは

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生特例を受けた期間がある場合、10年以内であれば免除期間の保険料をさかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

付加保険料とは

毎月の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取れます。付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。
※付加年金額を納めるには申し込みが必要です。役場住民課で受け付けています。

■国民年金基金

年金額のシミュレーションはこちら▶



●問い合わせ 全国国民年金基金熊本支部 ☎096(387)2220

国民年金基金とは

自営業・フリーランスで働く人など(第1号被保険者)が将来受け取る老齢基礎年金に上乗せをする公的な年金制度です。加入は任意です。

●対象者

- ・20歳から60歳までの国民年金第1号被保険者の人
- ・60歳から65歳未満の人や海外居住している人で国民年金に任意加入している人
- ※国民年金の保険料の免除や納付猶予を受けている人、農業者年金に加入している人は加入できません。
- ※60歳以降、引き続き加入する場合は手続きが必要です。
- ※国民年金の付加保険料を納めている人は、国民年金基金に加入すると、その部分は納付する必要がなくなります。

■「ねんきんネット」で年金記録をチェック

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自身の年金記録を確認でき、将来の年金受給見込額の試算をすることもできます。未来の生活設計について考えてみませんか。

●対象者

国民年金、厚生年金などの加入者と受給者
※旧法(老齢年金・通算老齢年金受給者)の人は、利用できません。
※「ねんきんネット」では共済組合加入期間は表示しません。

●確認できること

- ・公的年金制度の加入状況
- ・国民年金保険料の納付状況
- ・年金見込額の試算 など

ねんきんネットはこちら▶



■年金生活者支援給付金制度

●問い合わせ 給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(05)4092

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の人に年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

●対象者

- 【老齢基礎年金を受給している人】
次の要件を全て満たしている必要があります。
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員が市町村民税が非課税
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- 【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】
次の要件を満たしている必要があります。
 - ・前年の所得額が約472万円以下

厚生労働省のホームページはこちら▶



一日年金出張所を開設

年金に関するご相談・ご質問などお気軽にお尋ねください

| 場 所 | 日 時 | そ の 他 |
|------------------------|-------------------------|--|
| ゆめタウン光の森本館 2階 | 11月22日(水) 午前10時～午後3時 | ●問い合わせ 熊本東年金事務所 ☎096(367)2503(音声案内1番→2番) |
| ゆめタウンはません本館 2階 | 11月30日(木) 午前10時～午後3時 | |
| 鶴屋百貨店地下2階 パーキング連絡通路 | 11月30日(木) 午前10時30分～午後3時 | ●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142(音声案内1番→2番) |

※ご相談の予約は受け付けていません。記載している日時に会場へお越しください。
※個人の記録に関する相談は、年金手帳などの年金番号が分かるもの、免許証が必要です。

森林環境税と森林環境譲与税の仕組みを説明します

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

●森林環境税と森林環境譲与税とは

森林環境税と森林環境譲与税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、土砂崩れや浸水といった自然災害を防ぐために、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。森林環境税は納税義務者から徴収し、その税収は森林環境譲与税として国から県や市町村へ按分して譲与されます。

●森林環境税の施行により今までの町県民税とどう変わるの？

「森林環境税」は令和6年度から、個人の町県民税の均等割と併せて、年間1,000円を町が賦課徴収します。

現在、町の均等割は年間5,500円(町民税3,500円、県民税2,000円)。そのうち復興財源*1として町民税・県民税にそれぞれ500円(計1,000円)が加算して徴収されています。復興財源の加算分は令和5年度で終了するため、均等割額は1,000円減額されますが、令和6年度から始まる森林環境税で1,000円増額となります。納税義務者が納付する均等割額は5,500円のままで。

※1 東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するための財源で、平成26年度から均等割に加算されているもの

| 令和5年度まで | | 令和6年度から | |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 均等割 | | 均等割 | |
| 町民税 | 県民税 | 町民税 | 県民税 |
| 3,000円 | 1,000円 | 3,000円 | 1,000円 |
| 復興財源分 | 復興財源分 | 水とみどりの森づくり税 500円 | NEW 森林環境税 1,000円 |
| 500円 | 500円 | | |
| | 水とみどりの森づくり税 500円 | | |
| 合計 5,500円 | | 合計 5,500円 | |

●森林環境譲与税の使い道は？

令和元年度より国から市町村へ譲与が開始した森林環境譲与税は、森林整備や木材利用推進などに活用されるほか、森林の有する多面的機能の回復と山地災害の未然防止、良質な木材の生産を図ることを目的に活用されています。詳しくは町ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

納税は、キャッシュレスが便利

●問い合わせ 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

キャッシュレス納税は、現金と納付書を持って金融機関やコンビニに行く必要がなく納税することができます。納期を過ぎると下の方法での納付ができなくなるため、早めの納付をお願いします。

おすすめ!!

□座振替(振替納税)

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法

●対象 軽自動車税、固定資産税、町県民税(普徴)、国民健康保険税

★税金の支払い方法について、詳しくは町ホームページをご覧ください。



クレジットカード・スマホアプリ納付

専用のサイトにアクセスし、クレジットカードやスマホ決済アプリ(Pay 払い)により納付する方法

●対象 軽自動車税、固定資産税、町県民税(普徴)、国民健康保険税
※バーコードや二次元コードがついた納付書が対象

インターネットバンキングによる納付(eLTAX)

インターネットバンキング口座から納付する方法

納付手続きは地方税お支払いサイトからできます ⇒



●対象 軽自動車税、固定資産税、町県民税(特徴)、法人町民税
※㊦マークのついた納付書が対象